

## 郡山市上下水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領

平成15年6月23日制定  
令和8年3月31日最終改正  
[上下水道局総務課]

### (目的)

第1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）に定めるもののほか、郡山市上下水道局における建設工事の請負並びに製造の請負並びに工事に関する調査、測量及び設計並びに修繕（物品の修繕を除く。）（以下「工事等」という。）の入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (公表対象)

第2 公表の対象とする工事等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の予定価格を超えるものとする。

- (1) 建設工事の請負及び製造の請負 200万円
- (2) 工事に関する調査、測量及び設計並びに修繕 100万円

### (公表内容)

第3 公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 郡山市上下水道局制限付一般競争入札実施要綱（令和7年3月31日制定。以下「一般競争入札要綱」という。）第4条に規定する入札参加者の資格
- (2) 一般競争入札要綱第6条に規定する入札参加申請書を提出した者又は郡山市上下水道局事後審査型制限付一般競争入札に関する実施要領（平成19年5月1日制定）第5条に規定する方法により入札に参加した者の商号又は名称
- (3) 前号に規定するもののうち、入札参加資格がないとした者の商号又は名称及びその理由
- (4) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- (5) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (6) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称及び申込金額
- (8) 予定価格（随意契約を行った場合を除く。）
- (9) 最低制限価格又は郡山市上下水道局建設工事総合評価方式実施要綱（平成20年11月4日制定）第5条第1項に定める調査基準価格及び第

6条第1項に定める失格基準価格を定めた場合における当該価格

(10)次に掲げる契約の内容

- ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- イ 工事等の名称、場所、業種、概要及び契約方法
- ウ 着手及び完成の時期
- エ 契約金額

(11)随意契約を行った場合における相手方を選定した理由

(12)公表した工事等について契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合に次に掲げる変更契約の内容

- ア 工事等の名称、場所、業種及び概要
- イ 着手及び完成の時期
- ウ 契約金額
- エ 変更の理由

(入札不調時の取扱い)

第4 入札の不調が決定した場合は、不調となった旨のみを公表する。

(公表時期)

第5 公表する時期は、次の各号に掲げる内容に応じ、それぞれ当該各号に定める期日とする。

- (1) 第3第1号 公告の日
- (2) 第3第2号から第4号まで及び第6号 落札者又は契約の相手方が決定した日の翌日まで
- (3) 第3第5号及び第7号から第11号まで 契約締結後10営業日まで
- (4) 第3第12号 変更契約締結後10営業日まで
- (5) 第4 不調が決定した日の翌日まで

(公表方法)

第6 公表は、郡山市ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

- (1) 第3第2号及び第3号 制限付一般競争入札申込者リスト(第1号様式)及び制限付一般競争入札無資格者リスト(第2号様式)
- (2) 第3第4号 指名業者リスト(第3号様式)
- (3) 第3第5号及び第7号から第9号まで 入札執行調書・入札結果表(第4号様式)
- (4) 第3第6号及び第4 入札(見積)結果表(第5号様式)
- (5) 第3第10号 契約内容(第6号様式)

(6) 第3第11号 随意契約相手方選定理由書（第7号様式）

(7) 第3第12号 変更契約内容（第8号様式）

（公表期間）

第7 公表期間は、契約の締結した日の属する年度の翌年度末までとする。

（委任）

第8 この要領に定めのない事項については、郡山市上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成15年7月1日から施行する。

（郡山市水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領の廃止）

2 郡山市水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領（平成13年12月18日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の郡山市上下水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領に基づく公表については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年9月1日から施行し、同日以降に起工した工事等に適用する。

(経過措置)

2 改正前の郡山市上下水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領に基づく公表については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式 (第3関係)

## 制限付一般競争入札申込者リスト

入札日時 年 月 日 時 分  
入札場所

契約番号 第 号  
件 名

施行場所

No.	業者番号	業 者 名	代 表 者 名 (電話番号)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

## 制限付一般競争入札無資格者リスト

入札日時 年 月 日 時 分  
入札場所

契約番号 第 号  
件 名

施行場所

No.	業者番号	業 者 名	代 表 者 名 (電話番号)	資格がないと認められた理由
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				





## 契約内容

年 度	
業 種	
契 約 番 号 第 号	
工 事 等 名	
施 行 場 所	
工 事 等 概 要	
契 約 方 法	
契 約 年 月 日	
着 手 年 月 日	
しゅん工 (完成) 年 月 日	
契 約 金 額	¥ 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税 円)
受 注 者 住所・氏名	

## 随意契約相手方選定理由書

契約番号	第 号
工事等名	
請負人	
随意契約理由	

## 変更契約内容

年 度	
業 種	
契 約 番 号 第	号
工 事 等 名	
施 行 場 所	
工 事 等 概 要	
契 約 方 法	
契 約 年 月 日 (当初契約 年 月 日)	
着 手 年 月 日	
しゅん工 (完成) 年 月 日 (当初完成 (しゅん工・完納) 年 月 日)	
請 負 金 額	¥ 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税 円)
受 注 者 住所・氏名	
変 更 理 由	